

# 岐阜市個別避難計画 の作成について

(居宅介護支援事業所、計画相談支援事業所向け)

# 近年の災害時の避難所状況



👉 2016年能登半島地震  
「産経新聞オンライン」



👉 2016年熊本地震  
「読売新聞オンライン」

# 岐阜市の指定避難所について

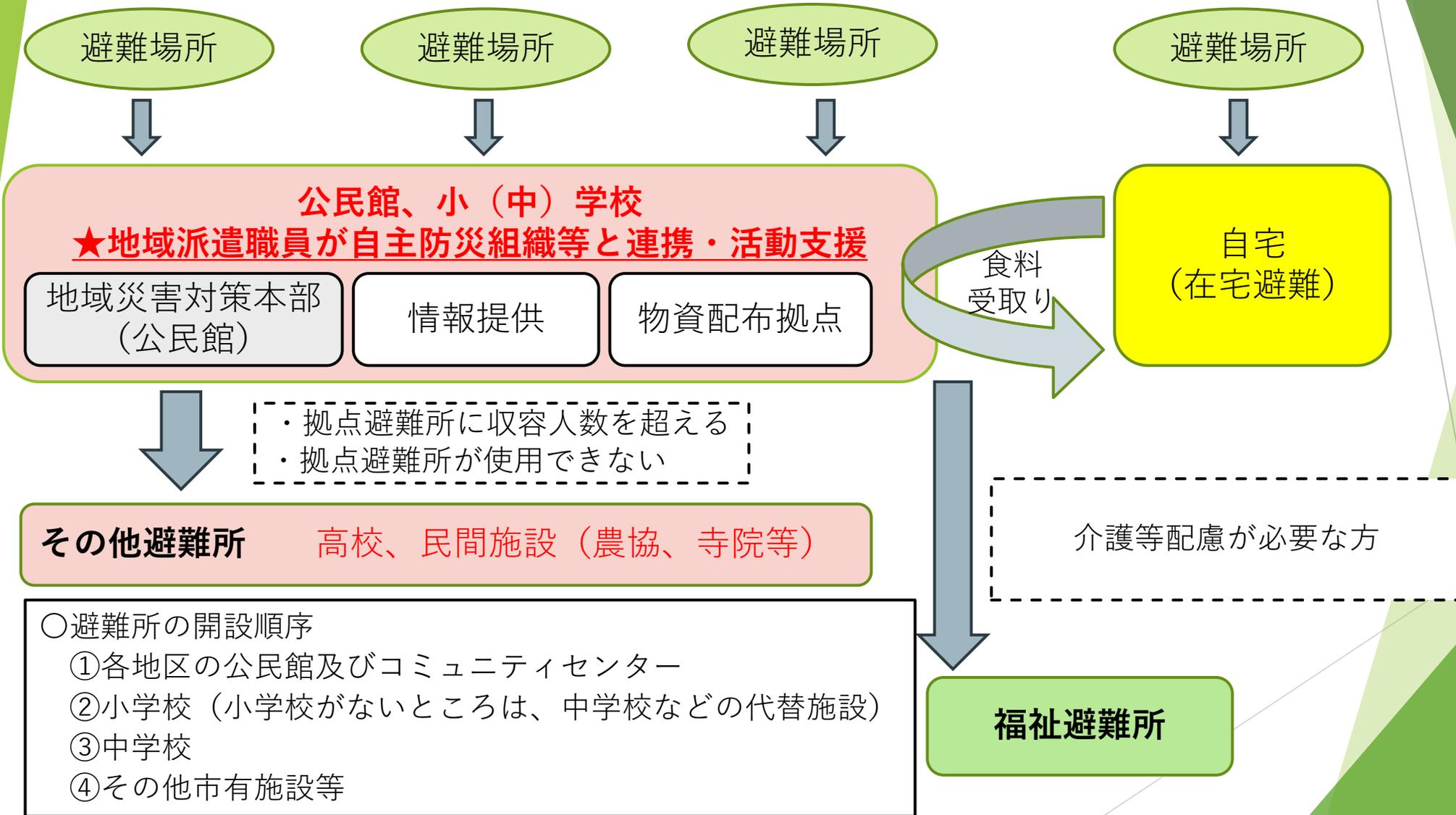
## ▶ 指定一般避難所

- ①各小学校区の公民館
- ②各小学校体育館
- ③各中学校体育館

## ▶ 指定福祉避難所

- ①協定を締結した福祉施設など
- ②コミュニティセンター

# 岐阜市の避難所開設の流れ



# 岐阜市の避難所環境について

## 電源対策



【発動発電機】

## トイレ対策



【個室用テント・簡易トイレ】



【マンホールトイレ】



【ポータブルトイレ】

## 避難所環境対策



【避難所用マット】



【投光器】



【避難ルーム】



【食料・飲料水】



【パーテーション】

## 救助用



【折畳式リヤカー】



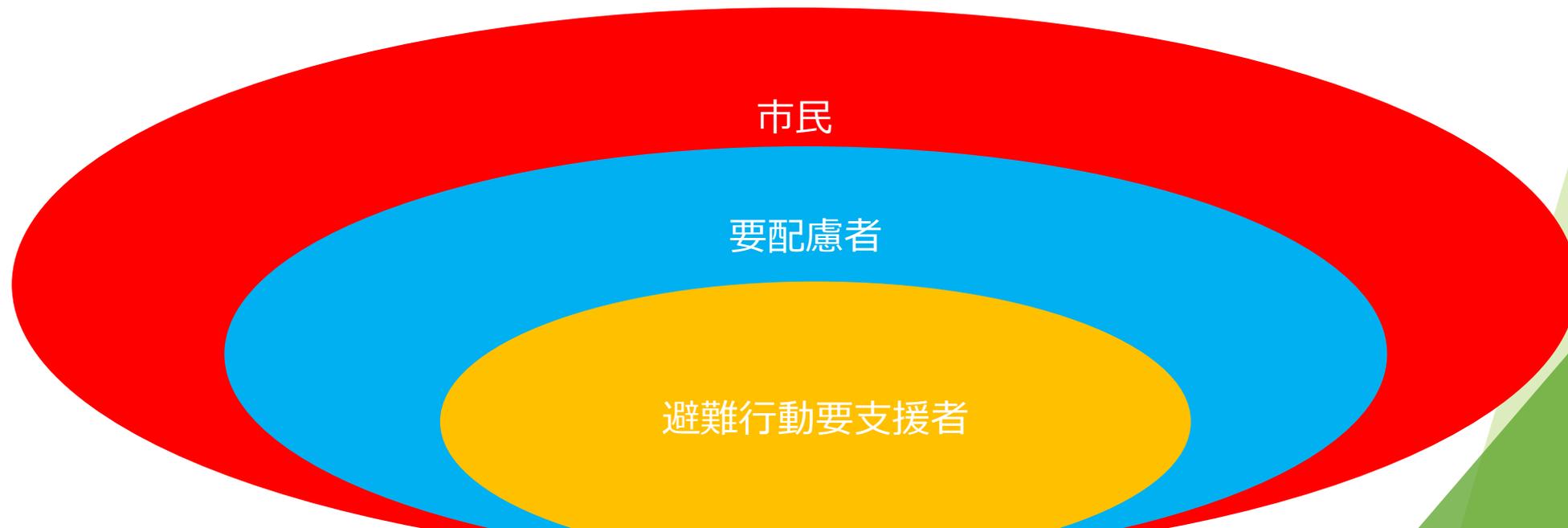
【災害救助用資機材】



防災倉庫

# 災害時の要配慮者について

- ▶ 高齢者や障がい者、乳幼児、病人、妊婦、外国人など災害時に必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な防災行動をとることが困難な方を「要配慮者」といいます。



# 避難行動要支援者とは

- ▶ 避難行動要支援者とは、要配慮者（高齢者、障がい者等）のうち、自力又は家族のみでは避難することが特に困難な方で名簿に登録された方をいい、岐阜市においては下記の対象者に意向調査を行い、登録を行っている。

## 岐阜市における避難行動要支援者名簿意向調査対象者

- 1 65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし・高齢者世帯の届出ある人
- 2 要介護認定を受けている人（要介護1～5）
- 3 身体障害者手帳所持者（1～6級）
- 4 療育手帳所持者（A、A1、A2、B1、B2）
- 5 精神障害者保健福祉手帳所持者（1～3級）

# 避難行動要支援者名簿制度とは

- ▶ 前項の避難行動要支援者名簿登録対象者に対し、名簿登録の意向の確認を行い、同意の得られた方を名簿化し、地域（自主防災組織や民生委員等）に配付し災害時の**共助**を推進する制度。
- ▶ 災害対策基本法により作成することが市区町村の義務とされている。

# 個別避難計画とは . . .

- ▶ 災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）を「誰が」、「いつ」、「どうやって」、「どこに」避難するのかを記載した計画。

# 個別避難計画作成に至る背景

- ▶ 近年、全国的に多発している豪雨災害によって亡くなられた方の多くが高齢者等の要配慮者であり、何らかの対策が不可欠であった。
- ▶ 内閣府では対策として令和3年5月に災害対策基本法の改正を行い、一人ひとりの避難方法を事前に取り決める「個別避難計画」を災害の危険度や支援の必要性が高い人などから優先的に策定していくことを市区町村の努力義務とした。

# 個別避難計画作成に至る背景

- ▶ 岐阜市では従来、自治会を中心とした自主防災組織に作成していくようお願いしていたところですが、より専門性の高い知識等を必要とする支援の必要性と災害時のリスクの高い避難行動要支援者を対象に、個別避難計画作成について、福祉専門職の協力を得ていきたい。

# 優先度が高い方の個別避難計画の作成について

- ▶ 岐阜市における、優先度が高い方の個別避難計画の作成は本人の福祉サービスの計画等を作成している事業者への委託を予定しています。
- ▶ 委託料は、内閣府の示した新規作成1件あたり7,000円の範囲内にて行う予定です。
- ▶ 計画の更新は、新規作成した翌年以降に適宜行うこととし、更新も新規作成同様に委託を予定しています。

# 個別避難計画作成の対象者

▶ 岐阜市の下記の個別避難計画作成優先度の考え方により、優先度 A の方の個別避難計画を、福祉専門職の参画により進めていくことを考えています。

個別避難計画の作成優先度の考え方について

	災害リスク			
	・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	・家屋倒壊危険度区域 ・2階浸水(3m以上)	・床上浸水(0.5~3m)	・床下浸水(~0.5m)
・寝たきり ・認知症 ・重症心身障がい ・医療的ケア(医療機器等を装着している)	優先度大 A		C	
・要介護認定5 ・重度障がいがあり、要介護認定を受けている ・精神障害者保健福祉手帳1級	B		C	
・その他みなし登録要件該当者	D		E	
・上記以外	D		E	

支援の必要性

優先度小

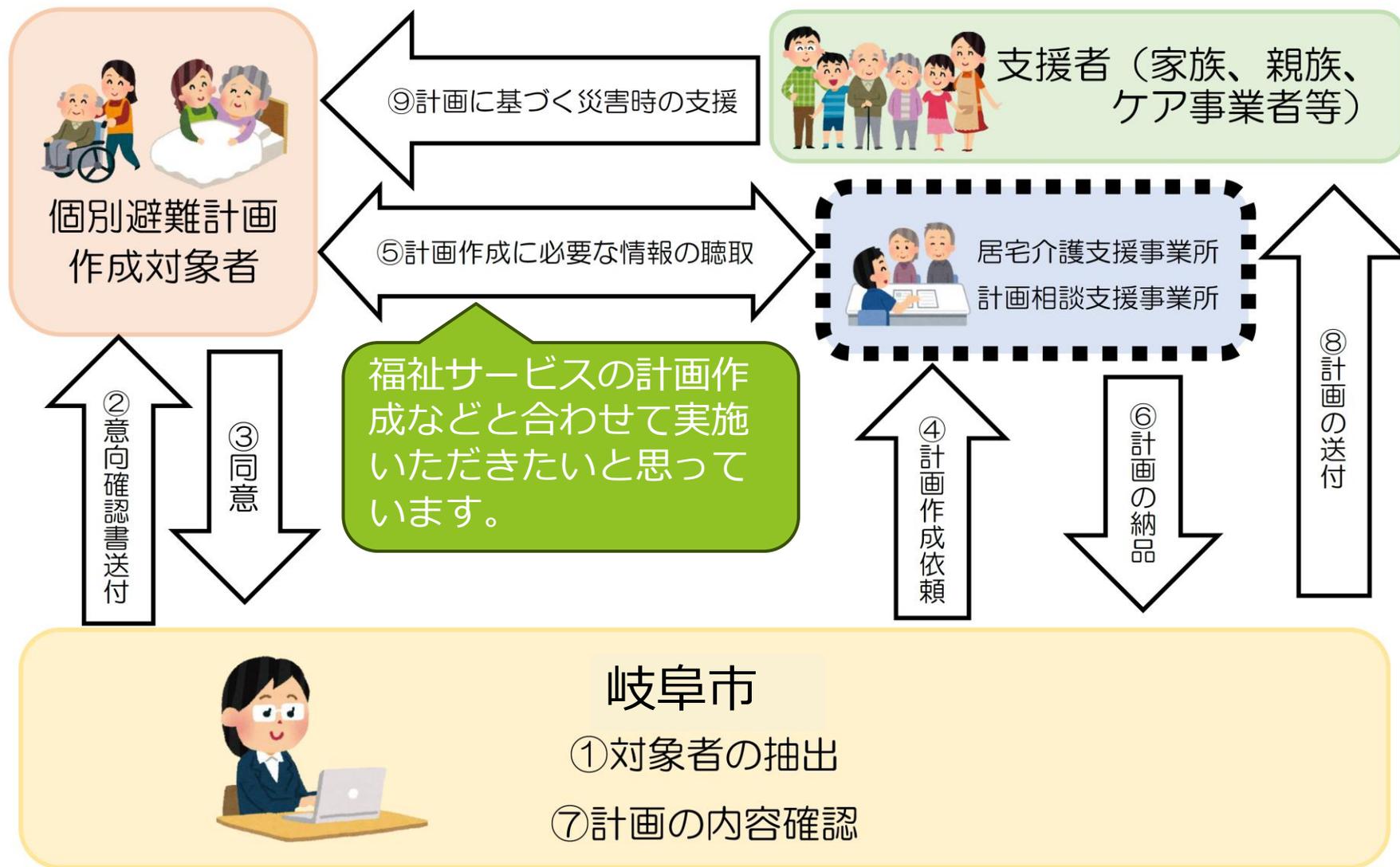
(参考)

● 優先度 A の方の福祉サービス計画作成事業所の内訳

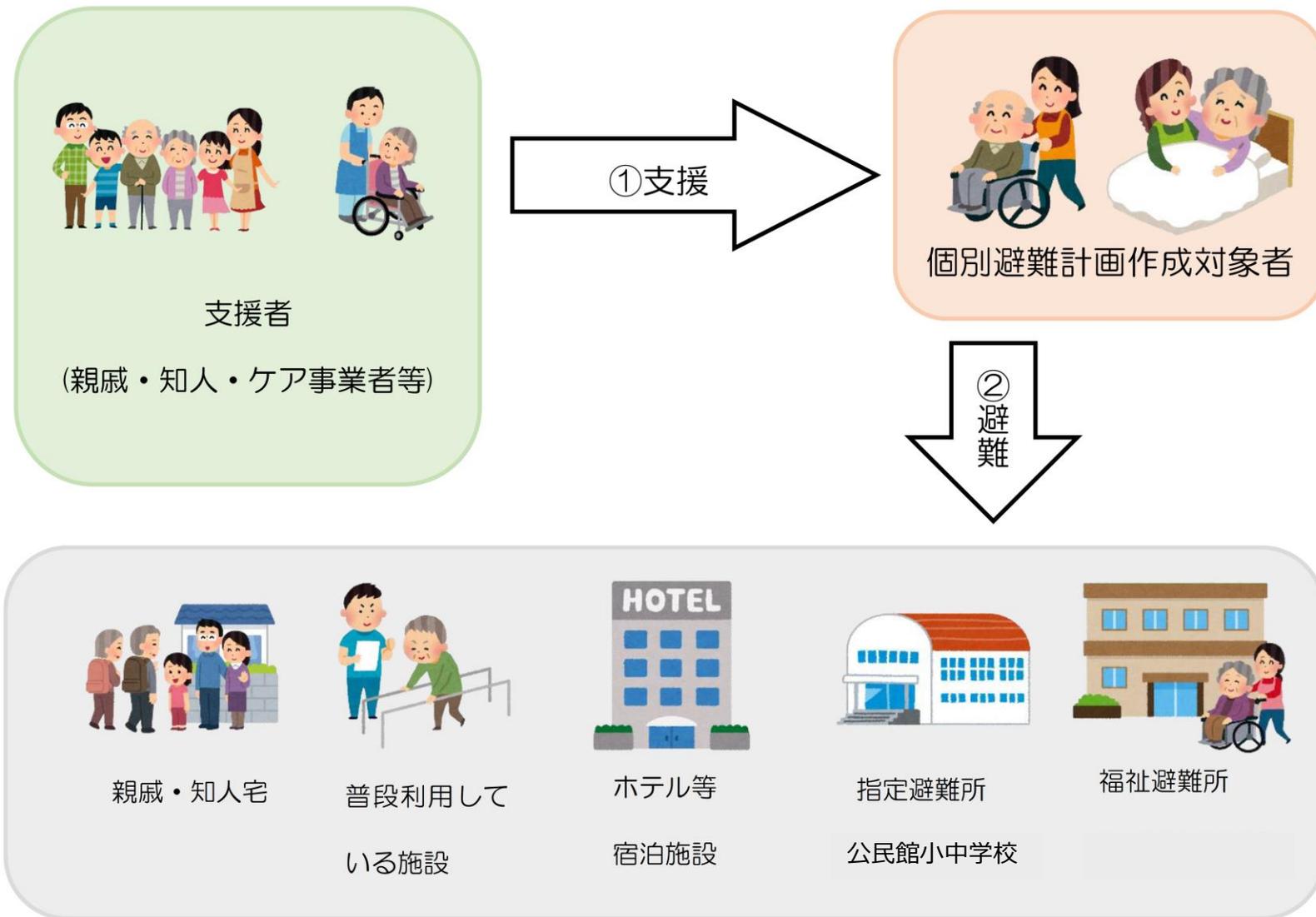
(令和6年9月末時点)

- ・ 相談支援事業所 128人 (34事業所)
- ・ 居宅介護支援事業所 23人 (16事業所)

# 個別避難計画作成フロー



# 個別避難計画を利用した避難フロー



# 想定スケジュール

- ▶ 令和7年4月から5月末を目途に、市で抽出した対象者に対し、個別避難計画作成の同意確認を郵送にて実施する。
- ▶ 対象者への同意確認時に、居宅介護支援事業所や計画相談支援事業所を同意確認書に記入してもらう。
- ▶ 同意を得られた方から順次各事業者へ委託契約について、ご協力をお願いする。

# 最後に ■ ■ ■

- ▶ 個別避難計画作成優先度が高い方については、福祉事業者の皆様に協力いただけることが必要不可欠であります。
- ▶ 災害時に「誰ひとり取り残さない」ためにも皆様にこの取り組みについて、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。